

議案第65号

中札内村中島農業センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村中島農業センター設置条例（昭和61年条例第27号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村中島農業センター設置条例の一部を改正する条例

中札内村中島農業センター設置条例（昭和61年条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

相談室	200
-----	-----

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。